

兵庫県公報

平成25年6月28日 金曜日 第2504号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	5
○ 平成10年兵庫県告示第450号（景観形成地区の指定）、平成10年兵庫県告示第451号（景観形成基準）、平成10年兵庫県告示第1655号（景観形成地区の指定）及び平成10年兵庫県告示第1656号（景観形成基準）の廃止（同）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	8
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
辞 令	
○ 長岡 壯壽ほか	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	12
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立図書館）	13

告 示

兵庫県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

船城土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
西田弘司

住 所
丹波市春日町古河162番地1

~~~~~

### 兵庫県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**小多田土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 清 水 紀 久 | 篠山市小多田1790番地 |
| 同     | 堀 井 好 博 | 同 市小多田809番地  |
| 同     | 新 家 教 雄 | 同 市小多田517番地  |
| 同     | 清 水 正 夫 | 同 市小多田1822番地 |
| 同     | 小 島 康 嗣 | 同 市小多田1313番地 |
| 同     | 小 島 啓 司 | 同 市小多田1345番地 |
| 同     | 岸 本 勇   | 同 市小多田802番地  |
| 同     | 新 家 将 之 | 同 市小多田635番地  |
| 監 事   | 丹 後 道 彦 | 同 市小多田1804番地 |
| 同     | 新 家 良 夫 | 同 市小多田510番地  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 新 家 将 之 | 篠山市小多田635番地    |
| 同     | 堀 井 実   | 同 市小多田709番地    |
| 同     | 清 水 正 夫 | 同 市小多田1822番地   |
| 同     | 清 水 紀 久 | 同 市小多田1790番地   |
| 同     | 石 田 哲 夫 | 同 市小多田1420番地 2 |
| 同     | 小 嶋 茂 夫 | 同 市小多田1447番地   |
| 同     | 岸 本 久 芳 | 同 市小多田793番地    |
| 同     | 新 家 良 夫 | 同 市小多田510番地    |
| 監 事   | 新 家 教 雄 | 同 市小多田517番地    |
| 同     | 小 島 啓 司 | 同 市小多田1345番地   |



**兵庫県告示第930号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年6月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名          | 地 区 名 | 縦覧の期間                      | 縦覧の場所              |
|----------------|-------|----------------------------|--------------------|
| 農地整備事業（経営体育成型） | 国衙地区  | 平成25年6月28日から<br>同 年7月18日まで | 南あわじ市役所<br>三 原 庁 舎 |



**兵庫県告示第931号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査

を縦覧に供する。

平成25年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名                                          | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
|-----------------------------------------------------|-----|-------------------------------------|
| 神戸市垂水区海岸通4-37<br>井 上 隆<br>同 市長田区駒ヶ林町3丁目2-7<br>尻 池 巖 | 神戸市 | 神戸市漁業協同組合                           |
| 姫路市飾磨区宮142<br>井 上 智 之<br>同 市飾磨区今在家907<br>藤 原 昭 一    | 飾磨  | 姫路市漁業協同組合                           |

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成25年 6月28日から同年 7月12日まで
- (2) 縦覧場所 神戸市加入区 神戸市垂水区平磯3丁目1-10 神戸市漁業協同組合  
飾磨加入区 姫路市飾磨区大浜30 姫路市漁業協同組合飾磨支所



兵庫県告示第932号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町黒原字上へ入垣323の2、字一ノ谷325、327、328、330の1から330の10まで、330の20、331から335まで、字山出393、410の3、410の4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上へ入垣323の2・字一ノ谷325・327・328・330の1・330の2・330の6・330の7・330の9・331から333まで・字山出393・410の3・410の4（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第933号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市波賀町鹿伏字清木284の10、284の12
  - 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第934号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
神崎郡神河町猪篠字奥山636の43（次の図に示す部分に限る。）、636の3、636の23から636の42まで、636の44、636の45、636の47、636の48、636の55から636の58まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第935号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年 6月17日から同月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市西区神出町



**兵庫県告示第936号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
平成25年 4 月 26 日から平成25年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域  
丹波市の一部



**兵庫県告示第937号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年 6 月 13 日から平成26年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
西宮市の一部



**兵庫県告示第938号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 6 月 28 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 6 月 28 日から 2 週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名    | 道路の区域                                |    |                    |               |           |
|-----------------|--------------------------------------|----|--------------------|---------------|-----------|
|                 | 区 間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>大 沢 西 宮 線 | 西宮市湯元町 8 番 40 から<br>同 市 北 山 町 2 番 まで | 旧  | 8.0 から<br>23.0 まで  | 616.0         |           |
|                 |                                      | 新  | 13.0 から<br>34.0 まで | 616.0         | 一部<br>予定地 |



**兵庫県告示第939号**

平成 5 年兵庫県告示第189号の 3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成25年 7 月 1 日から施行する。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 の表景観形成地区（条例第 4 条第 1 項第 2 号）の款を次のように改める。

|                     |                                                                                                                                                                                                                                           |             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 景観形成地区（条例第4条第1項第2号） | 都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域                                                                                                                                                                                                     | たつの市<br>洲本市 |
|                     | 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域                                                                                                                                                                      | 新温泉町        |
|                     | 景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された高砂市高砂地区歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区の区域のうち次の区域<br>(1) 高砂市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域（ただし、(2)に掲げる区域を除く。）<br>(2) 工業地域のうち、高砂樋門から永楽橋を経て海に通じる水面（通称「堀川」）の護岸から50メートル以内の区域 | 高砂市         |
|                     | 景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された加西市北条地区歴史的景観形成地区のうち、次の区域<br>(1) 県道三木穴栗線の路端から30メートル以内の区域<br>(2) 県道大和北条停車場線の路端から30メートル以内の区域<br>(3) 市道北条栗田線の路端から30メートル以内の区域                                                                                     | 加西市         |

6の表を次のように改める。

| 番号 | 種 別      | 地 域 又 は 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 関係市町 |
|----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 第2種禁止地域等 | 佐用町歴史的環境保存条例（昭和58年佐用町条例第19号）第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 佐用町  |
| 2  | 第2種禁止地域等 | 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された丹南篠山口IC周辺地区、篠山市城下町地区及び篠山市上立杭地区の区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 篠山市  |
| 3  | 第2種禁止地域等 | 篠山市のうち、今田町本荘、今田町今田、今田町荻野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、北、野中、小枕、真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、東新町、西新町、南新町、河原町、立町、池上、糰ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内、般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、野間、新荘、大熊、沢田、大谷、日置、上宿、野々垣、西荘、八上上、井ノ上、北島、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、泉、倉谷、佐貫谷、春日江、福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、二之坪、箱谷、小野新及び小野奥谷の区域（多紀連山県立自然公園、猪名川溪谷県立自然公園及び景観法第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された篠山市城下町地区の区域を除く。） | 篠山市  |
| 4  | 第2種禁止地域等 | 景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された出石城下町景観形成重点地区及び城崎温泉景観形成重点地区の区域（商業地域の区域を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 豊岡市  |

|   |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |
|---|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 5 | 第2種禁止地域等 | 豊岡市のうち、昭和町、大磯、大磯町、城南町、桜町、三坂、三坂町、山王町、京町、立野、立野町、中央町、千代田町、大手町、寿町、泉町、元町、小田井町、幸町、加広町、野田、若松町、上佐野、佐野、九日市上町、九日市中町、九日市下町、妙楽寺、塩津、塩津町、弥栄町、祥雲寺、栄町の一部、鎌田、下宮の一部、庄境、梶原、日撫、六地藏、宮島、一日市、船町、山本、森、金剛寺、野上、下鶴井、赤石、正法寺、戸牧、高屋、上陰、中陰、下陰、福田、栴江、森津、滝、新堂、岩熊、伊賀谷、今森、江本、駄坂、木内、大篠岡、中谷、河谷、百合地、中郷、引野、土淵、加陽、清冷寺、伏、八社宮、岩井、宮井の一部、庄の一部、三宅、森尾、立石、香住、下鉢山、上鉢山、長谷、倉見、神美台、城崎町湯島、城崎町今津、城崎町桃島、城崎町来日、城崎町上山、城崎町結、城崎町戸島、城崎町楽々浦、城崎町飯谷、日高町松岡、日高町土居、日高町上郷、日高町府市場、日高町府中新、日高町堀、日高町野々庄、日高町池上、日高町西芝、日高町東芝、日高町上石、日高町竹貫、日高町江原、日高町宵田、日高町岩中、日高町浅倉、日高町赤崎、日高町久斗、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町鶴岡、日高町日置、出石町鳥居、出石町森井、出石町丸中、出石町大谷、出石町三木、出石町片間、出石町伊豆、出石町福居、出石町嶋、出石町安良、出石町田多地、小島、瀬戸、津居山、気比、田結、畑上の一部、竹野町須谷の一部、竹野町和田、竹野町阿金谷、竹野町羽入、竹野町松本、竹野町草飼、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町切濱、竹野町濱須井及び竹野町奥須井の区域（景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された城崎温泉景観形成重点地区の区域、同重点地区の区域以外の用途地域の区域及び日高町の一部の区域を除く。） | 豊岡市 |
| 6 | 第2種禁止地域等 | 景観法第8条第1項の規定により朝来市が定める景観計画に指定された竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区及び奥銀谷景観形成地区の区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 朝来市 |
| 7 | 第2種禁止地域等 | 朝来市のうち、国道312号の区間並びにこれから展望出来る地域で路端から1,000メートル以内の区域（朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで及び朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境までの区間並びにこれらの路端から1,000メートル以内の区域を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 朝来市 |

備考 5の款の関係図書は、豊岡市役所において縦覧に供する。



**兵庫県告示第940号**

平成10年兵庫県告示第450号（景観形成地区の指定）、平成10年兵庫県告示第451号（景観形成基準）、平成10年兵庫県告示第1655号（景観形成地区の指定）及び平成10年兵庫県告示第1656号（景観形成基準）は、平成25年6月30日限り、廃止する。

平成25年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第941号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                                  | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H24丹波位置<br>0008号 | 25. 6. 13        | 篠山市杉字八反田ノ坪197番の一部、198番の一部、197番地先水路、同市網掛字十ノ坪412番5地先里道 | 5.00          | 22.31         |
|                   |                  |                                                      | 6.00          | 56.58         |

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 6 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地           | 面積 (㎡) | 地 目 |
|----------|-----------------|--------|-----|
| 4        | 三田市屋敷町746番3     | 618.65 | 宅 地 |
| 5        | 加東市社町家原字大將軍164番 | 876.99 | 宅 地 |
| 6        | 豊岡市出石町寺町字桑垣552番 | 195.35 | 宅 地 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代

- 理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成25年6月28日（金）から同年7月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号6  
ア 場所  
豊岡市幸町7番11号  
豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成25年7月22日（月）午後2時00分から
- (2) 物件番号4  
ア 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成25年7月23日（火）午前10時30分から
- (3) 物件番号5  
ア 場所  
加東市社字西柿1075-2  
社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成25年7月25日（木）午後2時00分から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった

者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

電話 (078) 341-7711 内線2550、2551



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年6月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野店

所在地 小野市王子町字太良右兵エ門池868番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

神姫バス株式会社

姫路市西駅前町1番地

上 杉 雅 彦

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

梅 本 和 典

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表者の氏名 村 井 正 平

イ 変更後

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表者の氏名 梅 本 和 典

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

村 井 正 平

株式会社ジーフット

名古屋市千種区今池三丁目4-10

服 部 博 幸

株式会社キタムラ

高知市本町4-1-16

北 村 正 志

外18者

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

梅 本 和 典

株式会社ジーフット

名古屋市千種区今池三丁目4-10

松 井 博 史

イオンペット株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

小 川 明 宏

外19者

(3) 駐車場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻                 | 閉店時刻    |
|----------------|----------------------|---------|
| イオンリテール株式会社    | 午前 9 時               | 午後 11 時 |
| その他            | (ただし、年間 31 日 午前 8 時) | 午後 9 時  |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|----------------|--------|---------|
| イオンリテール株式会社    | 午前 7 時 | 午後 11 時 |
| その他            |        | 午後 9 時  |

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

| 駐車場             | 開店時刻                                | 閉店時刻    |
|-----------------|-------------------------------------|---------|
| A 駐車場 (屋上駐車場)   | 午前 9 時<br>(ただし、年間 31 日 午前 7 時 30 分) | 午後 11 時 |
| B 駐車場 (簡易立体駐車場) | 午前 8 時<br>(ただし、年間 31 日 午前 7 時 30 分) | 翌午前 0 時 |
| C 駐車場 (平面駐車場)   |                                     |         |

イ 変更後

| 駐車場             | 開店時刻        | 閉店時刻    |
|-----------------|-------------|---------|
| A 駐車場 (屋上駐車場)   | 午前 6 時 30 分 | 午後 11 時 |
| B 駐車場 (簡易立体駐車場) |             | 翌午前 0 時 |
| C 駐車場 (平面駐車場)   |             |         |
| D 駐車場 (平面駐車場)   |             |         |

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

出入口 3 箇所

イ 変更後

出入口 5 箇所、出口 1 箇所

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成 25 年 3 月 1 日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成 25 年 3 月 1 日ほか
- (3) 駐車場の位置  
平成 25 年 6 月 13 日
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成 25 年 6 月 13 日
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成 25 年 6 月 13 日
- (6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
平成 25 年 6 月 13 日

5 届出年月日

平成25年6月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年6月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年10月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

篠山市西古佐字皆川ノ坪1112番から1116番まで、1117番1、1120番2、1121番2、1124番2、1125番2、1128番2、1129番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

篠山市味間新71番地5

株式会社T. B. T 代表取締役 田畑幸夫

3 許可年月日及び許可番号

平成25年6月13日

兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-5-2号（24篠山）

辞 令

平成25年6月12日付

長岡壯壽  
藤井訓博

辞職を承認する

平成25年6月13日付

森脇保仁  
松田一成

兵庫県監査委員に選任する

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年6月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田丈蔵

表丹波市の項中

「

|     |                |                  |
|-----|----------------|------------------|
| 丹波市 | 柏原人権啓発センター     | 丹波市柏原町柏原5090     |
|     | 丹波市立北山ふれあいセンター | 丹波市柏原町北山字西地211-1 |

」

を

「

|     |            |              |
|-----|------------|--------------|
| 丹波市 | 柏原人権啓発センター | 丹波市柏原町柏原5090 |
|-----|------------|--------------|

」

に、

「

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 丹波市老人福祉センター三尾荘  | 丹波市春日町松森908  |
| 丹波市老人福祉センターふなき荘 | 丹波市春日町新才82   |
| 丹波市老人福祉センター春日部荘 | 丹波市春日町多利2467 |

」

を

「

|                |             |
|----------------|-------------|
| 丹波市老人福祉センター三尾荘 | 丹波市春日町松森908 |
|----------------|-------------|

」

に、

「

|             |             |
|-------------|-------------|
| 丹波市氷上保健センター | 丹波市氷上町常楽211 |
| 丹波市立南保健福祉会館 | 丹波市氷上町佐野555 |

」

を

「

|             |             |
|-------------|-------------|
| 丹波市氷上保健センター | 丹波市氷上町常楽211 |
|-------------|-------------|

」

に、

「

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 丹波市青垣福祉交流センター    | 丹波市青垣町東芦田1277 |
| 丹波市立上久下地域づくりセンター | 丹波市山南町下滝205   |
| 丹波市立小川地域づくりセンター  | 丹波市山南町奥125-6  |
| 丹波市立和田地域づくりセンター  | 丹波市山南町和田377-1 |

」

を

「

|               |               |
|---------------|---------------|
| 丹波市青垣福祉交流センター | 丹波市青垣町東芦田1277 |
|---------------|---------------|

」

に改める。

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成25年 6月28日

契約担当者  
兵庫県立図書館長 長 棟 健 二

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
緊急雇用創出事業「県立図書館郷土資料電子化業務委託」 一式 10箇月
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県立図書館 明石市明石公園 1—27

3 落札者を決定した日

平成25年 5月28日

4 落札者の名称及び住所

凸版印刷株式会社西日本事業本部 大阪市福島区海老江三丁目22番61号

5 落札金額

30,930,900円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成25年 4月16日